

創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 にぎわいづくり協議会会長（以下「会長」という。）は、町内において創業する者（以下「創業者等」という。）のスタートアップを支援し、町内の創業・起業の促進を図るため、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（令和7年3月27日制定。以下「規則」という。）及び本要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに個人事業主として事業を開始する場合。
 - イ 事業を営んでいない個人が、新たに株式会社等（以下「会社」という。）を設立し、事業を開始する場合。ただし、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を開始することを除く。
- (2) 創業日 法人の場合にあっては会社設立の日、個人事業者の場合にあっては開業の日をいう。
- (3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗及び工場等をいう。
- (4) 空き店舗 事業の用に供されていない空き状態の店舗（事務所、倉庫棟、工場など）をいう。
- (5) 空き家 川西町空き家情報登録制度に登録のある物件をいう。
- (6) 転入 川西町以外の区域から、川西町に住民登録を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 創業日の属する年度中に創業のための事業所等を町内に設置しようとしている者又は設置した者であって、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における産業大分類のA農業・林業、B漁業、S公務員及びT分類不能の業種、別表第1の小分類の業種及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある業種を営む者でないこと。
- (2) 川西町が実施する川西町創業支援事業計画における特定創業支援事業により支援の決定を受けた者
- (3) 川西町商工会の会員又は会員になる予定の者
- (4) 町税等を完納していること。
- (5) 国、県、町及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者
- (6) 町が定める川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者

(補助対象事業)

第4条 対象となる事業は、創業者等が創業にあたり必要な経営環境及び経営基盤の整備等のスタートアップに伴う事業とする。

(補助対象経費並びに補助率及び補助金額等)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、別表第2に掲げる経費中、会長が認める額

の合計額とする。

2 補助率及び補助金額等は、別表第3のとおりとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 経費予算書（様式第2号）
- (3) 補助金交付の対象となる経費の明細及び積算内容が確認できる書類（見積書等の写し）
- (4) 川西町が発行する直近の納税証明書（発行日より3月以内のもの）
- (5) 川西町が支援決定した特定創業支援事業を受けたことの証明書（既に当該事業を受けた者に限る。）
- (6) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請を受理したときは、規則第5条第1項にかかわらず、その内容を審査し、補助金交付の可否について決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減額とし、同項第2号に定める軽微な変更は、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更とする。

2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、規則第6条第2項の承認を受けるときは、変更承認申請書（様式第4号）に第6条に掲げる関係書類のうち、変更に係るものを添え会長に提出し承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第9条 会長は、前条に規定する変更の申請を受理したときは、その内容を審査し、変更交付の可否について決定し、変更（不交付）承認通知書（様式第5号）により、当該申請をした事業実施者に通知するものとする。

(創業の報告)

第10条 事業実施者が創業した場合には、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 開業等届出書の写し（個人事業の場合）
- (2) 履歴事項全部証明書（法人の場合）

(実績報告)

第11条 事業実施者は、補助事業完了後、規則第13条の規定にかかわらず、事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は、補助事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 経費決算書（様式第2号）
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（通帳の写し、領収書の写し及び出納帳簿等の写し等）
- (4) 写真、チラシ及び報告書等の事業の実施状況がわかるもの

(5) 川西町商工会の入会を証明する書類（加入承諾書の写し等）

(6) その他会長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 会長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、規則第14条の規定に基づき補助金額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 事業実施者は、当該通知を受けた後、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第21条に規定する当該財産の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を準用するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

大分類		中分類		小分類	
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業（有線放送業を除く）
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
O	教育、学習支援業	81	学校教育		全業種
		82	その他の教育、学習支援業	820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業、教育支援施設
				829	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所
				834	助産・看護業
		84	保険衛生		全業種
		85	社会保険・社会福祉・介護事業		全業種
Q	複合サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）		全業種
R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種

別表第 2

補助対象経費	
経費区分	内容
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等の活用及び看板等の作成等に支払われる経費
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
旅費	創業に関して必要な旅費
採用活動費	今後の自社の幹部候補生を採用するための経費
研修費	従業員の人材育成のために実施する研修会等の経費
専門家謝金	創業準備及び事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良及び加工するために支払われる経費
委託費	自ら実行することが困難な創業準備及び事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
賃料	創業に関して必要な機械・装置及び建物・設備のリース・レンタル料等（補助事業を実施した年度の 3 月 31 日までに支払いを完了する経費に限る。）
機械・装置費	創業にあたり必要な機械装置等の購入に要する経費
建物・設備費	事業所の建物、建物付属設備及び構築物の取得及び改修に係る経費並びにこれに係る既存の建物、建物付属設備及び構築物の解体に係る経費
資格取得費	創業に必要となる国家資格、公的資格及び民間資格取得にかかる経費。ただし、川西町資格等取得支援事業補助金交付要綱（令和 3 年告示第 85 号）第 4 条のただし書きに規定する資格等は除く。
対象とならない経費	
・ 必要な経理書類を用意できないもの ・ 交付決定前に発注、購入及び契約等を実施したもの ・ 町内の事業所に設置されないもの ・ 除雪機械等汎用性のあるもの ・ 自社内部の取引によるもの ・ 不動産の運用を目的として購入するもの ・ 土地の購入費 ・ 税務申告及び決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用料及び訴訟等のための弁護士費用 ・ 補助金応募書類及び実績報告書等の作成、送付及び手続きに係る費用 ・ 事業の実施に直接関係しない自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用 ・ 各種保証料及び保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とする。）	

- ・販売を目的とした製品、商品等の生産及び調達に係る経費
- ・消耗品費、光熱水費、通信費、役員報酬及び直接人件費、食糧費、公租公課、金融機関等への振込手数料等
- ・商品券及び金券の購入並びに商品券、金券、クーポン及びポイント等で支払った経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

別表第3

補助率及び補助金額	補助対象経費合計（消費税を除く）の2／3以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。ただし、創業にあたり次のいずれかに該当する場合は補助金額に10万円を加算する。 (1) 空き店舗や空き家を活用し、その売買又は賃借契約の締結日から3年以内に創業しようとする場合または創業した場合 (2) 川西町に転入後3年以内に創業しようとする場合または創業した場合
-----------	---

様式第 1 号

年 月 日

にぎわいづくり協議会長 殿

住所
申請者 法人名又は商号
代表者氏名

創業スタートアップ支援事業補助金交付申請書

創業スタートアップ支援事業補助金の交付を受けたいので、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき申請します。

記

補助金申請額	円		
(ふりがな) 創業者氏名		性別	男・女
現住所	〒		
生年月日	年 月 日	歳 (申請時の年齢)	
連絡先	電話	FAX	携帯
	E - mail		

創業の動機						
業種	(平成25年10月改訂「日本標準産業分類」の小分類を記載)			分類コード(3桁)		
事業形態	個人事業・株式会社・合同会社 その他 ()					
法人名又は商号						
創業(予定)日	年 月 日					
事業を実施する住所	〒					
出資者：出資額	(法人を設立予定の場合は記載)					
役員・従業員数(予定)	合計		人	内訳	役員(法人の場合)	人
					正社員	人
					家族従業員(専従者)	人
					パート・アルバイト	人
事業の内容 (特定創業支援事業により作成した事業計画書を添付すること)						

特定創業支援事業の状況	実 施 日： 年 月 日
商工会への加入	済 未 加入（予定）日： 年 月 日
※補助金の加算要件（該当する場合に記載）	☐空き家活用 ☐空き店舗活用 ※売買又は賃貸契約書（写し）又は予定を証明する書類を添付すること
	☐転入（予定）者 / 令和 年 月 日転入（予定） ※住民票（写し）を添付すること。（予定の場合は実績報告時に添付）

様式第 2 号

経費（変更）予算・決算書

経費区分	内 容	経費内訳	補助対象経費 (単位：円)
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金申請額 (ア+イ)			
ア 補助対象経費×補助率 2 / 3			=
イ 加算要件 (□空き家 □空き店舗 □転入)			=

※補助金申請額の千円未満の額は切り捨てとなります。

※加算要件に該当する場合、10万円が加算されます。

第 号
年 月 日

殿

にぎわいづくり協議会
会長

創業スタートアップ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業補助金について、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり（条件を付して）決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- (2 条件)

様式第4号

年 月 日

にぎわいづくり協議会長 殿

住所
申請者 法人名又は商号
代表者氏名

創業スタートアップ支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け〇にぎわい第 号により交付決定を受けた標記事業補助金について、内容等を下記のとおり変更したいので、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、別添の関係書類を添え申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金の額に変更がある場合はその額

交付決定済額 _____ 円

変更申請額 _____ 円

第 号
年 月 日

殿

にぎわいづくり協議会
会長

創業スタートアップ支援事業補助金変更（不交付）承認通知書

年 月 日付け〇にぎわい第 号をもって交付決定した標記事業補助金については、年 月 日付け変更承認申請書に基づき、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり（条件を付して）承認したので通知します。

記

- 1 補助金の変更交付額 円（増、減 円）
- （2 条件 ）

にぎわいづくり協議会長 殿

住所
申請者 法人名又は商号
代表者氏名

創業スタートアップ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け〇にぎわい第 号により交付決定を受けた標記事業補助金ついて、事業が完了したので、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金申請額	円				
業種	(平成 2 5 年 1 0 月改訂「日本標準産業分類」の小分類を記載)		分類コード (3 桁)		
事業形態	個人事業・株式会社・合同会社 その他 ()				
法人名又は商号					
創業 (予定) 日	年 月 日				
事業を実施する住所	〒				
出資者：出資額	(法人を設立の場合は記載)				
役員・従業員数	合計	人	内訳	役員 (法人の場合)	人
				正社員	人
				家族従業員 (専従者)	人
				パート・アルバイト	人

事業の内容	
特定創業支援事業の状況	実施日：令和 年 月 日
商工会への加入	加入（予定）日：令和 年 月 日
※補助金の加算要件の状況（該当する場合のみ記載）	☐空き家活用 ☐空き店舗活用 ※売買又は賃貸契約書(写し)を添付すること。（申請時に添付の場合は不要） ☐転入者 / 令和 年 月 日転入 ※住民票（写し）を添付すること。（申請時に添付の場合は不要）

様式第 7 号

第 号
年 月 日

殿

にぎわいづくり協議会
会長

創業スタートアップ支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け〇にぎわい第 号をもって交付決定した標記事業補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 円

様式第 8 号

年 月 日

にぎわいづくり協議会長 殿

住所
申請者 法人名又は商号
代表者氏名

印

創業スタートアップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け〇にぎわい第 号により補助金交付額の確定を受けた標記事業補助金について、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	フリガナ 口座名義	
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	

※口座名義は、請求者氏名と同一にしてください。